

男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

(分野名) 5 男女の職業生活と家庭・地域生活の両立の支援

(施策名) (2) 多様なライフスタイルに対応した子育て支援策の充実

1 主な施策の取組状況及び評価

文部科学省では、多様なライフスタイルに対応した子育て支援策の充実を図るため、基本計画の具体的施策の要請に対し以下の取組を実施している。

(1) 多様なライフスタイルに対応した子育て支援策の充実

○ 幼稚園における子育て支援の充実

- ・幼稚園の子育て支援活動の推進（平成 7 年度～）

教育機能又は施設を広く地域に開放することを推進する私立の幼稚園に特別な助成措置を講じる都道府県に対して補助。

平成 17 年度 34 都道府県、2,548 園へ補助
 平成 18 年度 35 都道府県、2,715 園へ補助
 平成 19 年度 38 都道府県、2,896 園へ補助
 平成 20 年度 39 都道府県、2,974 園へ補助

- ・預かり保育推進事業（平成 9 年度～）

「預かり保育」を継続的に実施する私立の幼稚園に特別な助成措置を講じる都道府県に対して補助。

平成 17 年度 47 都道府県、5,287 園へ補助
 平成 18 年度 47 都道府県、5,402 園へ補助
 平成 19 年度 47 都道府県、5,489 園へ補助
 平成 20 年度 47 都道府県、5,595 園へ補助

- ・文部科学省に「子育て支援に関する研修プログラム作成協力者会議」を設置し、幼稚園における子育て支援活動を充実するためにはどのような研修が効果的であるかを検討。平成 20 年 3 月「幼稚園における子育て支援に関する研修について ―研修プログラム作成のために―」を作成し、都道府県に配布すると同時に、域内の市町村に対する周知を依頼。

（平成 18 年度～平成 20 年度）

- ・平成 19 年 6 月に改正された学校教育法において、幼稚園におけるいわゆる「預かり保育」を位置付けるとともに、幼稚園に対し、保護者や地域の要請に応じて幼児期の教育の支援に努めることとする努力義務規定を新設。（平成 19 年 6 月）

○ 総合施設の設置

- ・「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）」の成立・施行（文部科学省、厚生労働省 平成 18 年度）

幼稚園、保育所等のうち、

- ① 就学前の子どもに教育・保育を提供する機能（保育に欠ける子どもも欠けない子どもも受け入れて教育・保育を一体的に行う機能）
- ② 地域における子育て支援を行う機能（すべての子育て家庭を対象に、子育て不安に対応した相談や親子のつどいの場の提供などを行う機能）

を備える施設について、都道府県が「認定こども園」として認定する仕組みを創設。

- ・平成 20 年 5 月に文部科学省・厚生労働省合同の「認定こども園制度の普及促進等に関する検討会」を設置し、7 月に「認定こども園の普及促進について」をとりまとめた。

（文部科学省 厚生労働省）

様式 2

- ・平成 20 年 10 月に内閣府特命担当大臣（少子化対策担当）、文部科学大臣、厚生労働大臣の 3 大臣合意により立ち上げられた「認定こども園の在り方に関する検討会」において①財政支援の充実、②二重行政の解消、③教育と保育の総合的な提供の推進、④家庭や地域の子育て支援機能の強化、⑤質の維持・向上への対応などの認定こども園における課題等について議論を進め、平成 21 年 3 月に報告書を取りまとめた。（内閣府 文部科学省 厚生労働省）
 - ・平成 21 年 3 月に、認定手続等における問題点や改善例、認定手続等に関する Q&A、各都道府県における手続などをとりまとめた「認定こども園認定申請手続等に関する事務マニュアル」を作成し、都道府県に配布。（文部科学省 厚生労働省）
 - ・認定こども園の周知を図るため、保護者向けのパンフレットを作成し、配布。（文部科学省 厚生労働省）
 - ・認定こども園に対する新たな財政支援策を創設。（文部科学省 厚生労働省）
- 幼稚園就園奨励事業の促進
- ・保護者の所得状況に応じて経済的負担を軽減するとともに、公・私立幼稚園間における保護者負担の格差の是正を図るため、幼稚園就園奨励補助事業の充実を図っている。（昭和 47 年度～）
 - 【平成 21 年度幼稚園就園奨励費補助金】
 - ・措置条件
幼稚園に在園している園児の保護者で、生活保護世帯等、年収 680 万円以下の世帯が対象。（※年収は夫婦と子ども 2 人の場合を参考までに掲げている。）
 - ・措置内容（保護者負担割合）
 - ①兄弟姉妹の同時就園
第 1 子：1.0、第 2 子：0.5（半額）、第 3 子 0.0（無償）
 - ②小学校 1～3 年生に兄・姉を有する園児
（第 1 子：1.0）、第 2 子：0.9、第 3 子 0.0（無償）
 - 【幼稚園就園奨励費補助金交付先件数】
 - 平成 18 年度：1367 件
 - 平成 19 年度：1356 件
 - 平成 20 年度：1351 件
- 地域の子育て・介護支援体制の整備
- ・放課後や週末等に小学校の余裕教室等を活用して、子どもたちの安全・安心な活動拠点（居場所）を設け、地域の多様な方々の参画を得て、学習活動や様々な体験・交流活動等を推進する取組を実施。（平成 16 年度～18 年度）
 - 平成 17 年度：約 8,000 カ所
 - 平成 18 年度：約 8,300 カ所
 - ・「放課後子ども教室推進事業（放課後子どもプラン）」において、放課後や週末における子どもの安全で健やかな活動場所を確保し、学習やスポーツ・文化活動等の取組を実施。（平成 19 年度～）
 - 平成 19 年度：約 6,200 カ所
 - 平成 20 年度：約 7,900 カ所
 - 平成 21 年度：約 8,700 カ所
- 家庭教育支援
- ・「家庭教育支援総合推進事業」において、子育ての悩みや様々な課題・困難を抱える親等に対する情報や学習機会の提供、相談体制の充実等きめ細かな家庭教育支援の取組を実施。（平成 16 年度～平成 19 年度）
 - ・「地域における家庭教育支援基盤形成事業」において、身近な地域において「家庭教育支援チーム」を設置し、情報や学習機会の提供、相談体制の充実をはじめとするきめ細かな家庭教育支援を行うことにより、家庭教育支援基盤の形成を促進するための取組を実施。（平成 20 年度）

様式 2

- ・訪問型家庭教育相談体制充実事業」において、「訪問型家庭教育支援チーム」による家庭や企業を訪問しての学習機会の提供、相談対応の実施等、先進的な手法開発に取り組むとともに、「家庭教育支援基盤形成事業」において、持続可能な支援を行うため、「家庭教育支援チーム」の定着、地域人材の養成、学習機会の提供等、地域の主体的な取組を支援する。(平成 21 年度～)
- ・「子どもの生活リズム向上プロジェクト」において、子どもの基本的な生活習慣を育成するため、「早寝早起き朝ごはん」国民運動が全国各地域において取り組まれるよう、普及啓発や先進的な実践活動等の効果について調査研究を実施。(平成 18 年度～平成 20 年度)
- ・「子どもの生活習慣づくり支援事業」において、「子どもの生活リズム向上プロジェクト」における成果をもとに、子どもの基本的な生活習慣の定着に向けた方策及びその効果を活用し、全国的な普及啓発を図る。(平成 20 年度～)
- ・独立行政法人国立女性教育会館では、全国の家庭教育・次世代育成支援の行政担当者、子育て支援に携わる団体のリーダー等を対象に、家庭教育・次世代育成支援指導者研修を実施。(平成 18 年度～)

2 今後の方向性、検討課題等

これまでの施策の取組状況及び現状分析より、以下の通り今後の方向性及び検討課題を抽出する。

- 幼稚園における子育て支援の充実
 - ・これまでの取組・事業への着実な推進を図り、地方公共団体等においても自主的な取組が行われるよう、要請等を図る。
- 認定こども園
 - ・「認定こども園の在り方に関する検討会」の報告書に盛り込まれた「工程表」に基づき改善を図っていく。また、認定こども園への財政措置もあわせて認定こども園制度の更なる普及促進に努める。
 - ・平成 23 年に認定件数が 2,000 件以上になることを目指す。
- 幼稚園就園奨励事業の促進
 - ・幼稚園への就園を更に推進するため、引き続き幼稚園就園奨励費補助制度の充実を図る。
- 放課後子ども教室推進事業（放課後子どもプラン）
 - ・引き続き、子どもたちの安全・安心な居場所を確保するとともに、地域の人々との交流の機会を設け、子どもたちの豊かな人間性を育む環境を醸成することにより、地域の教育力の向上が図られるよう努める。
- 家庭教育支援
 - ・今後も引き続き、支援基盤となる取組については地域の主体的な取組を支援しつつ全国的な普及定着を目指すとともに、効果的な支援手法の開発、より困難な課題に対する家庭教育支援のあり方の検討等を実施することにより、地域で支え合う家庭教育支援の取組の促進を図る。
 - ・また、子どもの生活リズムを向上させるための取組の成果等をもとに、子どもの基本的な生活習慣の定着を図るため、学校・家庭・地域に向けた全国的な普及啓発等を実施する。

様式 2

3 参考データ、関連政策評価等

- 幼稚園における子育て支援
 - ・ 幼稚園における子育て支援の実施率 (%)

15年度実績	16年度実績	17年度実績	18年度実績	19年度実績
77.0	77.3	77.8	79.9	81.8

- 預かり保育推進事業
 - ・ 預かり保育の実施率 (%)

16年度実績	17年度実績	18年度実績	19年度実績	20年度実績
67.9	69.9	70.6	71.7	72.5

- 認定こども園関係
 - ・ 認定件数 358 件 (平成 21 年 4 月 1 日現在)
 - ・ 認定こども園が設置されている都道府県数 43 都道府県 (平成 21 年 4 月 1 日現在)

- 幼稚園就園奨励費補助
 - ・ 第 2 子以降の保護者負担割合の軽減

		16	17	18	19	20	21
【同時就園の場合】 (第 1 子の保護者負担を 1 とした場合 の第 2 子以降の負担割合)	第 2 子	0.6	0.6	0.7	0.7	0.7	0.5
	第 3 子以 降	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.0 (無償)
【兄弟が小 1 ~ 小 3 の場合】 (第 1 子の保護者負担を 1 とした場合の 第 2 子以降の負担割合)	第 2 子	—	—	0.9	0.9	0.9	0.9
	第 3 子以 降	—	—	0.8	0.8	0.8	0.0 (無償)
第 2 子以降の保護者負担軽減措置に係る適用条件の拡 充				小 1 まで 拡充	小 2 まで 拡充	小 3 まで 拡充	小 3 まで 適用
参考指標 就園奨励費補助単価の引き上げ率 (平均)		—	—	—	1%	3%	5%

【出典】各年度の就園奨励費補助金の概要より

男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

(分野名) 5 男女の職業生活と家庭・地域生活の両立の支援

(施策名) (3) 家庭生活、地域社会への男女の共同参画の促進

1 主な施策の取組状況及び評価

文部科学省では、家庭生活、地域社会への男女の共同参画の促進をするため、基本計画の具体的施策の要請に対し以下の取組を実施している。

(1) 家庭生活への男女の共同参画の促進

○ 家庭教育に関する学習機会の充実

- ・「家庭教育支援総合推進事業」において、子育ての悩みや様々な課題・困難を抱える親等に対する情報や学習機会の提供、相談体制の充実等きめ細かな家庭教育支援の取組を実施。(平成 16 年度～平成 19 年度)
- ・「地域における家庭教育支援基盤形成事業」において、身近な地域において「家庭教育支援チーム」を設置し、情報や学習機会の提供、相談体制の充実をはじめとするきめ細かな家庭教育支援を行うことにより、家庭教育支援基盤の形成を促進するための取組を実施。(平成 20 年度)
- ・「訪問型家庭教育相談体制充実事業」において、「訪問型家庭教育支援チーム」による家庭や企業を訪問しての学習機会の提供、相談対応の実施といった先進的な手法開発に取り組むとともに、「家庭教育支援基盤形成事業」において、持続可能な支援を行うため「家庭教育支援チーム」の定着、地域人材の養成、学習機会の提供等地域の主体的な取組を支援。(平成 21 年度)

○ 父親の家庭教育参加の支援・促進

- ・「家庭教育支援総合推進事業」において、父親の家庭教育への参加を促進するため、父親の家庭教育への参加を考える集いや、父と子のふれあい交流、父親の家庭教育への参加を促進する地域活動についてのシンポジウムなどを実施。(平成 16 年度～平成 19 年度)
- ・「地域における家庭教育基盤形成事業」において、父親の家庭教育への参加を考える集いや、企業に出向いた学習講座の開催などの実施を支援。(平成 20 年度)
- ・「家庭教育支援基盤形成事業」において父親向け講座を実施するとともに、「訪問型家庭教育相談体制充実事業」においては、「訪問型家庭教育支援チーム」が家庭や企業を訪問して学習機会の提供、相談対応等を行う。
(平成 21 年度)
- ・独立行政法人国立女性教育会館では、地域活性化に向けた男女共同参画推進に関する調査研究において、男性の次世代育成支援活動への参画とその促進についての調査を行い、事例集を作成。
(平成 20 年度)

(2) 地域社会への男女の共同参画の促進

- ボランティア活動等の参加促進のための環境整備
 - ・「地域ボランティア活動推進事業」において、地域におけるボランティア活動の全国展開を推進するため、(1)高校生を対象に、定期的又は長期休業期間中に、例えば、老人ホームにおける清掃活動や介助支援活動等のボランティア活動、(2)市町村で、市民全般を対象に、定期的又はある程度長期にわたり、例えば、**町内の防犯パトロール活動**や公園などの清掃や花植えなどの環境美化活動などのボランティア活動、(3)地域の大学、企業等との連携・協力を図り、ボランティア活動支援センターの機能を充実する取組を実施。(平成 17 年度～18 年度)
 - ・「地域ボランティア活動支援センターの在り方に関する特別調査研究」事業において、ボランティア活動希望者と受け入れ先との効果的なマッチング方法や情報提供、関係機関・団体等との連携方策など、各地域のボランティア活動支援センターの今後の在り方について、実践的な調査研究を実施。
(平成 20 年度～)

- 消費者教育の推進・支援
 - ・学校教育では、児童生徒に消費者としての正しい態度や知識を身に付けさせるため、小・中・高等学校を通じて社会科、家庭科を中心に児童生徒の発達段階に応じた適切な指導を行っている。平成 20 年 3 月に小・中学校学習指導要領、平成 21 年 3 月に高等学校学習指導要領を改訂し、消費者教育に関する内容の充実を図った。
 - ・消費生活センターと教育委員会の連携強化について各種会議において要請。

2 今後の方向性、検討課題等

これまでの施策の取組状況及び現状分析より、以下の通り今後の方向性及び検討課題を抽出する。

- 家庭教育支援
 - ・引き続き、家庭や企業へ訪問をしての情報提供や相談対応、父親向け講座といった家庭教育に関する学習機会を提供するとともに、仕事などで学習機会に参加できない、家庭教育や子育てに無関心・孤立化しているといった様々な状況の親への効果的なアプローチ手法についての開発に努める。

- 消費者教育
 - ・消費者関連三法の成立や学習指導要領の改訂による消費者教育に関する内容の充実、法制審議会民法成年年齢部会の報告などを受け、学校教育や社会教育における消費者教育の推進に関する施策を実施する。